

## 信州大学大学院法曹法務研究科に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と長野県弁護士会（以下「乙」という。）は、連携・協力して、甲が設立予定の大学院法曹法務研究科（以下「研究科」という。）について、次のとおり協定を締結する。

- 1 甲と乙は、研究科における教育・研究の充実と研究科の学生（以下「学生」という。）の資質の向上を図り、相互の交流を促進し、もって学術及び法律実務の進展並びに基本的人権を尊重した公正で自由な社会の構築に寄与するため、研究科のカリキュラムの編成実施、教員の派遣、運営及び調査研究等、並びに、関連機関との協議調整等について、誠実に連携・協力する。
- 2 甲は、乙と協議のうえ、甲の職員任免規程に則して、乙の会員を研究科の専任教員、みなし専任教員及び非常勤講師（以下「実務家教員」という。）として任用する。
- 3 甲は、職員任免規程に基づき、専任教員、みなし専任教員については研究科教授又は研究科助教授の名称を、非常勤講師については研究科客員教授又は研究科客員助教授の名称を付与する。
- 4 専任教員及びみなし専任教員の任期は原則3年とし、非常勤講師の任期は1年とする。任期は更新することができる。なお、乙は、甲における教育及び研究指導の継続性に配慮するものとする。
- 5 実務家教員は、甲において学生の教育及び研究指導を行うものとする。この際、実務家教員と研究科の教員は、相互に緊密に連携し、教育・研究に当たるものとする。
- 6 甲は、実務家教員に対し、職員給与規程に基づき、給与・手当等を支給する。
- 7 甲は、実務家教員に研究指導等に要する研究費・旅費等を配分するとともに、教育・研究に必要な研究室等施設設備を提供する。
- 8 専任教員及びみなし専任教員は、研究科委員会の構成員とする。非常勤講師は、研究科長が必要と認めたときは、研究科委員会に参加することができる。
- 9 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又は改訂必要がある場合若しくはこの協定書に定めるもののほか必要な事項を定める場合は、甲と乙が誠実に協議して処理するものとする。
- 10 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して別に定めることができるものとする。
- 11 この協定は、平成16年7月1日から実施する。

この協定書は、2通作成し、甲と乙が各1通を所持する。

平成16年6月30日

国立大学法人信州大学長 小 宮 山

長野県弁護士会 会 長 土 屋

